

企業との協働による生きた森林づくりに関する実施要領

平成19年7月1日 林第315号

第1 趣旨

この要領は、岐阜県内の森林において、森林整備や森林を主たる活動箇所として地域交流等の活動を希望する企業に対し、その活動を受け入れる県や市町村の取扱いについての基本的な考え方を示し、その手続きを円滑に進めるための指針として設定する。

県及び市町村はこの要領を踏まえ、連携、協力して「岐阜県森林づくり基本計画」に掲げる「企業との協働による森林づくり（以下、『企業の森』という。）」を推進し、岐阜県内の森林が有する山地災害防止、水源のかん養、地球温暖化防止（二酸化炭素吸収）などの多面的機能の維持、向上を図るとともに、当該取り組みを通じて、森林を適正に維持管理していくことの重要性を、広く社会、県民に浸透、認知させていくことを目的とする。

第2 「企業の森」活動を受け入れるにふさわしい企業の資質

「企業の森」活動を受け入れる企業については、森林整備活動等に対して、正しい認識と積極的な意志を有するとともに、当該活動を通じて地域社会との交流、地域振興等にも理解を有する企業を対象とする。

第3 社会貢献活動の内容

「企業の森」の具体的活動内容は、森林の有する多面的機能の向上、森林を対象とした地域との交流活動等による地域振興などに寄与するため、次に掲げる内容を基本に、県や市町村の仲介と調整により対象とする森林の状況を勘案し、森林所有者等と協議して決定するものとする。

- (1) 森林整備活動（植栽、下刈り、雪起こし、除伐、間伐等）
- (2) 森林を利用した地域との交流活動
- (3) その他等要領に定める主旨にふさわしいと認められる活動

第4 「企業の森」にふさわしい候補地

「企業の森」を実施するにふさわしい候補地（以下、「候補森林」という。）は、第3に掲げる活動内容を実施可能な森林であるとともに、早急に森林の整備等が必要な森林を優先的に候補地として選定するものとする。

第5 候補森林の選定及び情報登録

- 1 県は、第4を踏まえ、「企業の森」の受け入れを希望する森林所有者や市町村の意向の把握につとめ、当該要領に基づき候補森林を選定する。
- 2 県及び市町村は、「企業の森」を希望する企業に対し、一連の作業が円滑に進むよう連携、協力して努めるものとする。

第6 協定書の締結

- 1 当該要領に基づき、「企業の森」を進める場合には、企業、県及び市町村等の間で、取り組みの対象となる森林（所在地、面積、位置図）、取り組みの期間、取り組み内容、その他必要事項を記載した協定書を締結し、互いに協力して誠実に活動を進めることとする。
- 2 協定書は、別記様式第1号を標準とし、企業、県及び市町村等が協議して内容を決定する。

第7 土地貸借契約書の締結

- 1 「企業の森」を受け入れる森林の土地所有者と企業は必要に応じ、土地の貸借契約書を締結するものとする。
- 2 土地の貸借契約書を締結する場合の契約書の様式は、別記2号様式を標準とし、土地所有者と企業の協議により内容を決定するものとする。
- 3 土地所有者と企業は、信義に従い互いに協力し、かつ、誠実に前項の契約の履行にあたるものとする。

第8 「企業の森」による二酸化炭素の吸収に関する認証書の交付

- 1 県は、第6の協定書により森林整備活動を行う企業に対し、森林の多面的機能の向上による環境貢献、特に森林による二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止機能への貢献度を示す「環境貢献に関する認証書」を交付するものとする。
- 2 前項の証書の様式は、別記様式第3号に定めるものを標準とするものとする。

第9 「企業の森」における活動の実施

「企業の森」で行う活動の実施にあたっては、企業、県、市町村は次に掲げる事項に留意し、互い協力して取り組んでいくこととする。

- 1 企業は、各種法令を遵守するとともに、地域、関係する各種団体、地域住民等の実情、心情に配慮し、円滑に活動を進めなければならないものとする。
- 2 「森林整備活動等」について必要な知識、技術、人材（指導者）の確保等について、県、市町村は協力、支援を行うものとする。
- 3 企業が森林を利用した地域との交流活動等を実施するにあたっては、県、市町村は協力、支援を行うものとする。

第10 「企業の森」における制約等

- 1 「企業の森」は、協定書及び森林・土地貸借契約書に基づき、第3に掲げる活動により企業の社会貢献、環境貢献活動に場所と機会を提供するものであり、企業の利潤追求のためだけの使用及び独占的利用を認めるものではない。
- 2 「企業の森」の実施にあたり、企業は県、市町村、森林・土地所有者と協議し、地域住民の意向にも配慮した上で、通称として個別の名称を取り決め、企業がこの名称を使用することを認めることとする。
- 3 前項の趣旨を示す看板類の設置については、市町村及び土地所有者と協議の上、企業の負担によりその設置を認めるものとする。

附則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。